

(別紙2) 利用料の記載例

指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、
介護報酬の告示上の額 (※1) とし、
指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額 (※2) とする。

(※1) 「厚生労働大臣が基準に定める額」

「厚生労働大臣が定める基準によるもの」等の表現も可

(※2) 「介護保険負担割合証に記載された割合の額」

「利用者の負担割合証に記載の額」等の表現も可

平成30年度から介護保険サービスの利用者負担の割合が1～3割に変わりました。「1割とする」と記載している場合は、「利用者の負担割合の額とする」に改めてください。